

概要書面

Innova Japan 合同会社は、「特定商取引に関する法律」に基づき、サービスの販売・サービスの提供を行なっております。本書面は、「特定商取引に関する法律」により定められた概要書面です。概要書面は、登録するにあたり交付が義務付けられています。インディペンデントビジネス会員登録をされる前に、本概要書面の内容を十分お読みください。また、リクルート活動を行う（ビジネスを紹介して勧誘する行為）際は、相手が登録するしないに関わらず、必ず本概要書面を無料で渡し、記載内容をご説明ください。登録後は、お手元に大切に保管してください。

紹介者記入欄

氏 名		会 員 ID	
住 所			
電 話 番 号			

概要書面番号：

※ご登録の際、上記概要書面番号を登録用紙へ記入もしくはウェブ入力してください。

■ 01. 会社概要（統括者）

会社名 Innova Japan 合同会社
資本金 30 万円
設立 2025 年 3 月 19 日
代表取締役 高良 数多
本社 〒150-6139
東京都渋谷区 2 丁目 24-12 Shibuya,
39F

T E L 050-1726-5233

■ 02. 会員倫理綱領

本書面の記載事項が当社会員の「会員規則となります」

■ 03. 販売形態

サービスの販売は、MLM（連鎖取引販売）の流通形態に基づきます。

■ 04. 営業日及び営業時間

月曜日から金曜日の 10:00 から 16:00 まで。（土・日・祝祭日は定休日）オンラインのご注文は 24 時間受付可能です。

会員登録と特定負担

■ 05. 会員登録

1. 入会条件

- ① 個人の場合、20 歳以上に限り会員登録ができます。
- ② 法人の場合は、その法人（代表取締役が 20 歳以上であること。学生は不可）名義で会員登録ができます。登録の際は、発行日より 3 ヶ月以内の会社登記簿謄本（コピー可）と法人名義口座の通帳コピーの提出が必要。
- ③ 外国籍者は、個人登録をしようとするときはアの条件を、法人登録（法人会員として登録）をしようとするときはイの条件を満たす場合に限り、登録を行うことができます。

ア 個人登録の場合

出入国管理及び難民認定法別表第 2 の在留資格（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」）をもって在留する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱

した者等の出入国管理に関する特例法が規定する特別永住者であり、かつ、真正かつ有効な在留カード又は特別永住者証明書を有する者であること。加えて、日本国内に住所を有すること。

イ 法人登録の場合

次のいずれかに該当すること。

- （ア）当該法人の経営者が出入国管理及び難民認定法別表第 2 の在留資格（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」）をもって在留する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法が規定する特別永住者であり、かつ、真正かつ有効な在留カード又は特別永住者証明書を有する者であること。加えて、当該法人の経営者が日本国内に住所を有すること。
- （イ）当該法人の経営者が出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の「経営・管理」、「高度専門職 1 号ハ」（登録しようとする法人が法務大臣に活動機関として指定されているものに限る。）又は「高度専門職 2 号」の在留資格をもって在留する者であり、真正かつ有効な在留カードを有することに加え、出入国管理及び難民認定法に違反する行為を決して行わず、現場でのサービスの販売活動等は、日本人、特別永住者又は出入国管理及び難民認定法別表第 2 の在留資格（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」）をもって在留する者のみに行わせることを誓約し、遵守する者であること。加えて、当該法人の経営者が日本国内に住所を有すること。

2. 以下に該当する者は、会員登録ができません。

- ① 20 歳未満の方
- ② 文部科学省の認定校に在籍する学生は会員登録ができません。
- ③ 反社会的勢力の関係者
- ④ 破産者
- ⑤ 国家公務員、地方公務員
- ⑥ 高齢者や若年者など申請者の特性（知識、経験

及び財産の状況や判断能力など）からみて不適

性であると会社が判断した場合

- ⑦ 住所不定者
- ⑧ 以前、会員登録をしており、何らかの理由で除名処分になった者
- ⑨ クーリングオフ及び退会手続完了から 6 ヶ月以上経過していない者
- ⑩ 既に会員資格を有する者
- ⑪ 関連法規を遵守できない及び理解できない者
- ⑫ その他、会員として適格でないと当社が判断し

た者

3. 外国籍者が、登録後に、「1. 入会条件」の③の条件を満たさなくなった場合は、会員登録を解除します。外国籍者の会員が、「1. 入会条件」の③記載の条件を満たさなくなった場合は、直ちに当社に報告してください。

■ 06. 会員の種類

1. インディペンデントビジネス会員（ID）

Innova Japan のビジネス会員であり、Innova から報酬を得る可能性がある会員。ID 会員になるには登録時に「特定負担」としてバックの購入（価格表参照）が条件となります。有効期間は半年であるため、半年後にバックを購入する必要があります。またビジネス活動によって得られる利益「特定利益」を得るための条件は別紙「報酬プラン」をご覧ください。

■ 07. 会員登録の手順 ①（特定負担）

1. 会員登録の際、『特定負担』として5種のパッケージの中からご希望のセットを購入及び個人情報提出が必要です。初回登録時は登録内容に応じて必要なサービス購入（特定負担）PV（ポイントボリューム）・購入金額が変わります。紹介者から概要書面を受取・書面及び口頭にて説明をお受けください。また、ご自身でも内容をよくお読み頂き、十分にご理解頂いた上で、以下の項目について今一度ご確認ください。

- ① 本ビジネスの目的について
- ② 会員の権利について
- ③ 会員登録時に購入するサービス代金『特定負担』について
- ④ 当社の取扱サービスについて
- ⑤ 『特定利益』について
- ⑥ クーリングオフを含む会員契約の解除について
- ⑦ 法人登録の場合は、登記簿謄本（発行 3 か月以内、コピー可）と法人名義口座通帳コピーの添付が必要です。
- ⑧ 外国籍者の登録にあたっては、在留カード又は特別永住者証明書（以下「在留カード等」といいます。）の原本を提示し、かつ、写しを提出していただく必要があります。在留カード等の原本及び写しの両方をご用意いただき、本社にお越しいただき、「在留カード等読取アプリケーション」を使用し、原本の確認をさせていただきます。お越しいただく日時等については直接当社から電話又はメールで連絡させていただきます。法務大臣による

指定書の原本を提示いただく必要がある場合（「高度専門職1号ハ」の在留資格をもって在留する方が経営する法人が法人登録しようとする場合）も、本社において確認をさせていただきます。原本の確認が完了するまで登録手続（オンライン登録を含みます。）は完了しません。

- ⑨ 新規会員登録申請書の場合は、申請内容を漏れなく記入・自署してください。

■ 08. 会員登録の手順 ②（特定負担）

会員登録申請と登録時のパッケージ購入

1. 銀行振込の場合は、翌月 1 日午後 1 時 59 分日本時間までに入金確認が完了し、会員登録申請内容もしくは、ご注文内容、決済に不備が無かったご注文を当月分とします。
2. オンラインでの会員登録及びご注文については、翌月 1 日午後 1 時 59 分までに登録及びご注文が完了したものを当月分とします。
※決済はクレジットカード決済のみとなります。銀行振込の場合は上記 1 に準じます。

■ 09. サービス利用（および追加購入）

1. 注文方法はオンラインにてお受けいたします。
2. サービス購入代金のお支払いは、「Q12. サービス代金支払方法」に準じます。
3. 決済完了後の注文のキャンセルおよび変更については承ることができません。

■ 10. サブスクリプションの申込み

毎月の報酬を獲得するには、毎月 \$97（1ヶ月使いたい放題 / 見たい放題）の購入（サブスクリプションの設定）が必要です。

概要書面別紙に記載されるサービスおよびコンテンツの使用料 \$97（税別）が毎月同日に指定のクレジットカードから引き落とされます。またサブスクリプションは、バックオフィスからいつでもキャンセルができます。キャンセルした場合でも、コンテンツは、サブスクリプションが設定された日までご使用いただけます。

※お支払いを確認でき次第、購読を開始するためのアクセス情報を登録メールへ送信し、ボーナス月を確定いたします。振込確認が遅れると、希望される月の VP に計上されない場合があります。

※ 3 か月連続でお申し込みいただいている定期購入

の決済が確認出来ない場合、会社が自動的に停止させていただきますことがございますので、ご了承ください。※毎月の定期購読日に、購読代金を指定されたクレジットカードで自動的に決済し、サービスを提供いたします。

■ 11. サービスの引渡し方法

- ご注文を頂いた後にメールにてアクセス情報を登録いただきメールアドレスへご案内をお送りします。

■ 12. サービス代金支払方法

- クレジットカード・クレジットカードは申請者本人名義のものに限ります。
 - ・クレジットカードは海外利用枠の一括決済となります。
 - ・取扱いカードは、VISA、Master、AMEX、Dinersがご使用いただけます。
 - ・決済完了後の注文のキャンセルおよび変更については承ることができません。
- 銀行振込はご注文後にお客様固有の入金口座情報をご登録いただいたメールアドレスへご案内をお送りします。受取後、3営業日以内にお振込みください。尚、振込手数料はご本人様負担となります。

■ 13. その他

- 配偶者登録
夫婦でInnova Japanでビジネスを行う場合は、別々のID会員アカウントで登録をすることができます。即ち、夫がひとつのアカウント、妻がもうひとつのアカウントを有することができます。但し、それぞれが同じ組織内（直紹介系列）での登録に限ります。
- Innova Japanの終了
インディペンデントビジネス会員は、Innova Japan ビジネス資格の解約申請後、直ちに当該Innova Japan ビジネスに対する権利を失います。インディペンデントビジネス会員は、Innova Japan ビジネス資格の譲渡又は売却後、少なくとも6ヶ月間は、Innova Japan 会員として再申請を行うことはできません。
- 外国籍の会員の在留カード等の更新
外国籍の会員は、個人登録の場合も法人登録の場合も、在留カード又は特別永住者証明書（以下「在留カード等」といいます。）の有効期間が経過する前に更新申請を行っていただく必要が

あります。更新後の在留カード等の原本を当社にご提示の上、写しをご提出ください。更新を行わずに在留カード等の有効期間が経過した場合は、有効期間満了日から起算して2か月を経過する日の翌日に会員登録が解除となります。

■ 14. サービス情報

紹介者より説明を受けた際に概要書面に記載されているサービスリストおよび概要書面別紙に記載されるサービス詳細をご確認ください。

マーケティングプラン（特定利益）

■ 15. 報酬プラン（特定利益）

当書面「報酬プラン」をご確認ください。

■ 16. 禁止行為（特定商取引に関する法律）

本ビジネスの説明、勧誘、契約の締結を行うにあたって、以下の事項を行うこと及び以下の事項を教唆することは禁止事項となっております。禁止事項を行った場合は、その行為者が法律によって罰せられます。

- 勧誘に先立ち、勧誘の相手方に以下の事項を明示しないこと。
 - ① 当社の名称。
 - ② 紹介者の氏名。（本名、戸籍名）
 - ③ 特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘する目的である旨。
 - ④ 本ビジネスに関わるサービスの種類。
- 以下の事項について不実告知（事実がないことを告げる）や、事実不告知（故意に事実を告げない）となる行為、若しくは以下の事項について書面及び口頭にて説明を行わないこと。
 - ① サービスの種類、品質等。
 - ② サービスの販売価格。
 - ③ サービス代金の支払時期及び支払方法。
 - ④ 本ビジネスの条件とされる特定負担。
 - ⑤ 本ビジネスの契約解除。（クーリングオフ、中途解約を含む）
 - ⑥ 該当売買契約の申込の撤回又は該当売買契約の解除に関する事項。
 - ⑦ 本ビジネスに関わる特定利益。
 - ⑧ 顧客が該当売買契約の締結を必要とする事情（契約を結ぶ動機）に関する事項。

- ⑨ その他、本ビジネスに関わる事項であって、相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項。
3. 契約締結させるため、又は契約の解除を妨げるため、相手方を威迫し困惑させる行為。
4. 契約の解除を妨げるため、相手方に不実告知又は事実不告知を行うこと。
5. 概要書面を交付しないこと。
6. 概要書面の紹介者記入欄に紹介者の氏名、住所、電話番号を記載しないこと。若しくは虚偽の記載をすること。
7. 当社取扱サービスのご案内、説明会等の催事への参加を強要すること。
8. 目的を明示せず、公衆が出入りしない場所で勧誘すること。
9. 会員登録申請書に虚偽の記載をさせること。
10. 一部の成功例や非現実的な収入例を引用し、あたかも確実に成功するかのごとき印象を与えて勧誘すること。

■ 17. 当社が定める禁止行為

以下の事項は当社が定める禁止事項であり、本人が行うことはもちろんのこと、他のインディペンデントビジネス会員を教唆することも禁止します。

1. 消費者金融等の利用によるサービス購入を勧めることや、インディペンデントビジネス会員間で金銭を貸借することを含む融資の斡旋を行うこと。
2. 「絶対に儲かる」「必ず成功する」「月収●●万以上は確実に得られる」等、あたかも参加するだけで必ず利益が発生するかのごとく誇大表現をすること。
3. ボーナス明細あるいは金融機関の通帳を見せて勧誘すること。
4. 会員登録の意思がないと既に表明している方に、長時間に渡り、強引に説得を行うこと。
5. 心理的、精神的不安状態に陥らせる等の行為をもって勧誘すること。
6. 道路、公共機関、民間施設等でのキャッチセールスやビラ配りを行うこと。
7. インディペンデントビジネス会員が当社の承認無しに、名刺やロゴ、商標、著作物をコピーや転写すること及び資料、文書、名刺等を作成すること。
8. インディペンデントビジネス会員が当社の承認無しに、雑誌、インターネット、ラジオ、テレビ、折込広告、DM 等のメディアを用いて、本ビジネスの宣伝広告を行うこと。【重要】インターネット上での再販売（オークション、転売サイトへの出品等）は固くこれを禁じます。出品したインディペンデントビジネス会員本人及び上位者には、インディペンデントビジネス会員資格停止などの厳しい処分があります。
9. 夜9時以降の深夜、若しくは朝8時以前の早朝にビジネス活動を行うこと。
10. 明らかにビジネス活動ができない方を勧誘及び契約を締結させること。
11. 代筆、名義の貸借、架空名義、相手に無断での書類作成、虚偽事項の記載を行うこと。
12. 本ビジネス契約を締結するに際し、該当契約に関わる書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること及び芸名、ペンネーム、通称など、運転免許証等の公的書類と異なる名義での申込をすること。
13. ビジネスプランとして認められていない事項をビジネス参加者が自己の裁量で取引の相手方に口頭で約束すること。
14. インディペンデントビジネス会員登録条件を満たさない者及び未入会の者がインディペンデントビジネス会員の従業員となり実質的にビジネス活動をすることや、インディペンデントビジネス会員の権利を享受すること。
15. 各種セミナー及び研修等において、事前に当社が承認した場合を除き、他の組織、サービスの説明、勧誘及び販売等を行うこと。
16. 取引サービスに類似するサービスを卸売・ダイレクトセリング等の手段によって販売する行為をすること。またはインディペンデントビジネス会員を他社の類似した販売システムを持つビジネスに勧誘し、当社のビジネス活動の妨げとなる行為を行うこと。
17. 本書面及び当社の発行する書面の内容を改ざんすること（退会後も同用に効力を有します）。
18. 当社が発行する書冊、カタログ、資料以外の、各インディペンデントビジネス会員が任意で作成した補助資料に誇大表示をすること及びこれを使用し勧誘すること。
19. 当社主催の大会、説明会等において、当社の許可無く録画、録音すること。
20. 当社及び本ビジネス、他のインディペンデントビジネス会員のイメージを傷つける行為。
21. その他、公序良俗に反する行為をすること。
22. その他、当社の判断で著しく当社及び他のインディペンデントビジネス会員に対して不利益をもたらすと思われる発言、行為をすること。

■ 18. 中途解約および返品について

中途解約に関する事項（役務にかかる連鎖販売契約の場合）

1. 契約書面を受領した日（特定負担が再販売サービスの購入である場合にはサービス引き渡し日とのいずれか遅い日）から起算して 20 日を経過した後は、連鎖販売取引加入者は将来に向かって連鎖販売取引の解除（中途解約）を行うことができます。
2. 連鎖販売が中途解約された時は、Innova Japan は、インディペンデントビジネス会員に対し、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額に提供された役務に対する対価に相当する額を加算した額にこれに対する法定利率による遅滞損害金の額を加算した金額を超える額の金額の支払いを請求することはできません。
3. 前項の返金を行うに当たって、当該サービス購入について、会員に対して、既にボーナスが支払われている場合、当該ボーナス金額を差し引いての返金となります。
4. 会員資格を失効したインディペンデントビジネス会員は、ボーナスを受給する権利を、会員資格を失効したその日に喪失し、以後ボーナスを受給することはできません。
5. 会員資格を失効したインディペンデントビジネス会員は、失効した日から 6 ヶ月間は再登録できません。再登録を行った場合は、以前のポジションやボーナスを引き継ぐことはできず、新たなポジションでの登録となります。また、除名処分を受けたインディペンデントビジネス会員は、原則として以後再登録はできません。

■ 19. サービスの交換について

サービスの交換は原則としてできません。

■ 20. 信販の抗弁権の行使

割賦販売法のローン提携販売、信用購入あっせんを利用する場合には支払い停止の抗弁ができます

■ 21. 管轄裁判所

東京地方裁判所、もしくは会員が個人の場合に限り、当該会員の住所地を管轄する地方裁判所（本庁）をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

■ 22. 定型約款制及び内容の変更

インディペンデントビジネス会員登録の申込に際しては、概要書面（及び契約書面。以下同じ）記載のすべての内容を確認してください。

当社はインディペンデントビジネス会員登録の申込があった場合には概要書面に同意したものとみなします。概要書面は民法 548 条の 2 が定める定型約款に該当し、登録したインディペンデントビジネス会員はインディペンデントビジネス会員登録をおこなった際は概要書面記載の内容にも同意したものとみなされます。

■ 23. 概要書面の変更

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により概要書面を変更することができます。
 - ① 概要書面の変更が会員の一般の利益に適合する場合。
 - ② 概要書面の変更が利用契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合。
2. 当社は前項による概要書面の変更にあたり、変更後の概要書面の効力発生日の前に相当な期間をもって、概要書面を変更する旨及び変更後の概要書面の内容とその効力発生日を当社のウェブサイトに掲示し、または当社が必要と判断した会員に対し、電子メール等当社が適当と考える手段で通知します。
3. 当社が会員に前項の方法をもって変更後の概要書面の内容を通知し、変更後の概要書面の効力発生日以降に、会員が会員契約を利用した場合（商品の購入、新規勧誘活動、報酬の請求・受領等）、会員は概要書面の変更に同意したものとみなします。

■ 24. プライバシーポリシー

[Innova Japan の個人情報保護方針]

Innova Japan は、個人情報取り扱い事業者として、業務上取り扱う当社の顧客、取引関係者、従業員などの個人情報について、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守しかつ自主的なルール及び体制を確立するために、以下のとおり個人情報の保護方針を定め、これを実施いたします。また Innova Japan は、当社会員各位に関しても、個人情報取り扱い事業者として、各自が取得した個人情報の適切な管理と使用を求めるものとします。なお、この規定は、関連法規、社会通念等

に照らし、継続的に適切に改善されます。

1. 個人情報の適切な取得・利用目的の通知 Innova Japan は、弊社事業運営のため、インディペンデントビジネス会員の氏名、住所、電話番号、購入履歴、会員活動履歴等の会員登録情報（個人情報）を取得し、インディペンデントビジネス会員の上位会員と共同利用します。登録会員各位はそれを承認しているものとします。
2. 個人情報の利用 Innova Japan はインディペンデントビジネス会員登録を行った会員に対して、弊社のイベント・新商品情報・ルールの変更等について DM・電子メール又は電話で告知する事があります。原則、個人情報の活用は、インディペンデントビジネス会員登録期間中に限定されますが、退会後も支払調書発行の要請、退会証明書の発行、その他弊社にかかる重要な周知事項に関しては、取得した個人情報を使用することがあります。
3. 個人情報の安全管理・機密保持 Innova Japan は取得した個人情報を、弊社サーバー上で管理し、サイバー攻撃その他の電磁的方法で漏えいしないよう厳しく管理します。また、個人情報委託先についても、機密保持契約を締結し、漏えいされないよう徹底管理を求めます。インディペンデントビジネス会員に関しても、取得した個人情報をセキュリティロック、鍵のかかるキャビネット等への保管を求め、ハッキングや盗難に遭わないよう要請します。
4. 第三者提供 Innova Japan は、インディペンデントビジネス会員登録が完了した後、氏名、住所、電話番号、購入履歴、インディペンデントビジネス会員活動履歴等の会員登録情報（個人情報）を弊社カスタマーサービスが管理し、以下に該当する場合、第三者に提供する事があります。また、弊社インディペンデントビジネス会員はそれを承認しているものとします。
 - 1) 弊社サービス・販促物等の送付を配送先事業者に委託する場合。
 - 2) 各種通知文書を会員に送付する電算センターに処理を依頼する目的で、業務委託先に対して必要な情報を提供する場合。
 - 3) 裁判所、警察、又はこれに準じた権限を有する機関から書面による照会があった場合。
5. 個人情報の開示 Innova Japan は、インディペンデントビジネス会員からの要請に応じ、取得した個人情報の開示、訂正、利用停止を行うこととします。これら手続きは弊社カスタマーサービスを窓口とします。なお開示、利用停止につきましては、手数料（書面郵送費用）を請求することがあります。

用語集

会員タイプ

スポンサー：あなたをこのビジネスに紹介した人があなたのスポンサーです。あなたが他の人をこのビジネスに紹介すると、その人にとってはあなたがスポンサーとなります。

カスタマー：小売価格で商品を購入するが、ビジネスの機会には参加しない消費者。

ダイナミック・コンプレッション：

あなたの組織内の独立ディストリビューターが、特定のレベルでコミッションを受け取る資格を満たさない場合、システムは次の資格を満たす独立ディストリビューターに繰り上げて報酬を支払い、資格を満たした人に正しくコミッションが割り当てられるようにします。

アクティブ・インディペンデント・ビジネス会員：当該期間中に所定の PV を達成した独立ディストリビューター。アクティブ独立ディストリビューターは、自身のランクや販売実績に応じてチームコミッションや追加ボーナスを受け取る資格があります。

ダウンライン：あなたの下に配置されているすべての独立ディストリビューターおよび顧客。

アップライン：あなたの上に配置されているすべての独立ディストリビューター。

PV (ポイント・ボリューム)：報酬の対象となるサービスに割り当てられたポイント値。すべてのパッケージには PV が設定されており、コミッションの対象ボリュームおよびランク昇格の判定に使用されます。

ランク：あなたの適格ボリュームと、直接スポンサーした人数によって決定されます。

小売販売：顧客に対してメーカー希望小売価格で行う販売。

GV (グループ・ボリューム)：あなたのチーム全体から発生した販売ボリューム。

パーソナル・ボリューム：あなた自身の購入、またはあなたの顧客による購入から発生した総ポイントに基づいて計算されるボリューム。

ボーナス

- ファースト・スタート・ボーナス
- 継続ボーナス
- マッチング・ボーナス
- ランク昇格ボーナス

1. ファースト スタート ボーナス

あなたの紹介で登録した新しいインディペンデント・ビジネス会員が購入したパッケージのコミッション対象ボリューム (PV) に対して、その 20% のコミッションを獲得できます。日本時間土曜日の午後 1 時 59 分までに発生したファースト スタート ボーナス

は、翌週の金曜日に支払われます。

2. 継続ボーナス

インディペンデントビジネス会員は、バイナリーネットワークに登録したディストリビュータからのサービス購入分のグループボリューム (GV) に基づいて継続ボーナスを獲得できます。このグループボリュームは、日本時間日曜日の午後 2 時から、翌日曜日の午後 1 時 59 分まで累積され、その累積ボリュームを基準に継続ボーナスが支払われます。なお、ランクの達成には、4 週間が 1 サイクルとなり、1 サイクルの間に累計されたグループボリュームを基にランクが決定し、サイクルの途中でメンバーになった場合は、メンバーになった日を起点ではなく、メンバーになる以前の日も含む当該の 4 週間が 1 サイクルとなります。

ディストリビューターが金曜日の 11 時 59 分（コロンビア時間、GMT-5 時間）までにランクを達成すると、対応する継続ボーナスが翌週の金曜日に支払われます。

3. マッチング ボーナス

マッチング・ボーナスは、ダイナミック・コンプレッション・システムにより、最大 7 段階より報酬を得ることを可能にします。

4. ランク昇格ボーナス

ランク昇格ボーナスは、インディペンデント・ディストリビューターが新たなランクを達成し、そのランクを 2 か月連続で維持した場合に提供されます。なお、このボーナスは NOVA5K 以上のランクが対象となり、各ランク達成時に一度のみの提供となります。

コミッションの締日・支払等

1) 支払いスケジュール

① 週払い： 毎週日曜日 14:59 (日本時間) に週締め、翌週金曜日に支払い

ファーストスタートボーナス、継続ボーナス、マッチングボーナス

②その他： 定期開催される会社イベント時にイベント内で手渡し

●支払：

最低払出し額	\$50
最大払出し額	\$100,000
払出し手数料	3%
支払い請求の有効期間	30 日 有効期間を経過しても引出し 手続または必要な請求 手続が完了しない場合、 当該請求は失効し、無効 となります。失効後に支 払いを希望する場合は、 新たに支払い請求を行う 必要があります。
払出し先	仮想通貨

皆様へのコミッションは

- ① ファースト スタートボーナス
- ② 継続ボーナス
- ③ マッチングボーナス
- ④ ランク昇格ボーナス

を基に、US\$ でお支払いいたします。

また、全てのサービス価格および購読料も全て
US \$にての販売となります。

※ Innova Japan は、全世界の売上から最大 67.57% のコミッションを支払います。特定の期間に合計ボ
ーナスの支払い額がこのパーセンテージを超えた場
合、Nova ランク以上のランク保持者を対象に、継続
ボーナスでの比例調整が行われます。。

※概要書面の内容は随時変更される可能性があります
ず。最新の記載内容は弊社公式ホームページをご確
認ください。

サービスリスト (特定負担)

【Entry Package】

セット価格：US\$ 100(税別) VP ポイント：50

セット内容：

1. Inn Academy

※閲覧するには\$ 97(税別) の月額購読料をお支払いいただく必要があります。

【Starter Package】

セット価格：US\$ 229(税別) VP ポイント：110

セット内容：

1. Inn Academy

2. Inn TV

※閲覧するには\$ 97(税別) の月額購読料をお支払いいただく必要があります。

【Standard Package】

セット価格：US\$ 550(税別) VP ポイント：270

セット内容：

1. Inn Academy

2. Inn TV

3. Inn Trade

※閲覧するには\$ 97(税別) の月額購読料をお支払いいただく必要があります。

【Select Package】

セット価格：US\$ 1,198(税別) VP ポイント：600

セット内容：

1. Inn Academy

2. Inn TV

3. Inn Trade

4. Inn Travel

※閲覧するには\$ 97(税別) の月額購読料をお支払いいただく必要があります。

【Maximum Package】

セット価格：US\$ 2,500(税別) VP ポイント：1,250

セット内容：

1. Inn Academy

2. Inn TV

3. Inn Trade

4. Inn Travel

5. Inn Scanner

※閲覧するには\$ 97(税別) の月額購読料をお支払いいただく必要があります。

※各サービス詳細は概要書面別紙を参照ください。

クーリングオフについて

会員には、特定商取引に関する法律の定めるクーリングオフ制度による契約解除の権利が認められています。ご注文・ご購入された商品が未使用・未開封の場合に限り、会員は当社からの契約書面、もしくはサービスを最初に受領した日のどちらか遅い日を起算日として 20 日間以内であれば、登録にかかる契約を書面又は電磁的記録にて解除することができます。

1. 契約解除に際しての損害賠償や違約金は一切ございません。
2. 約解除の効力は書面発信（電磁的記録送信日または消印日）より発生します。
3. サービス代金その他初回購入にかかる費用が既に支払われている場合には、当該サービスが未使用であれば、速やかにその金額を返金いたします。
4. クーリングオフの行使を防ぐために「不実の告知」を告げられ、そのためによる誤認又は威迫されて困惑し、クーリングオフを行わなかった場合は、連鎖販売業を行うものからクーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から 20 日を経過するまでは書面又は電磁的記録にてクーリングオフをすることができます。

※初回サービスのお受け取りがなかった場合又は受け取り拒否により当社にサービスが返品された場合には、クーリングオフの行使とみなし、契約解除の手続きを取らせていただきますので予めご了承ください。

クーリングオフをするには

官製はがき等の書面又は電磁的記録（電子メール・当社ホームページ「お問合せフォーム」等）に下記内容をご記入後、当社にお送りください。クーリングオフ期間中であればサービス代金を返金いたします。返送費用その他違約金等は一切かかりません。



1 5 0 6 1 3 9

東京都渋谷区 2 丁目
24-12 Shibuya, 39F

Innova Japan
合同会社

ID No.

ご住所

ご氏名

電話番号

スポンサー名

申込み日

商品名

商品受領日

上記の申込みを撤回し契約を解除
します。令和 年 月 日

※クーリング・オフ制度は、法人会員には適用になりませんのでご注意ください。

メール送信先：support@innova-japan.jp



Innova Japan 合同会社

Mail: support@innova-japan.jp
<https://8innova.com/>